大阪府(都道府県)

1市の概要(平成30年度)

8,856,444 人 保護率

3.2

%

2主な取組内容

福祉事務所 35 設置自治体数

3実施方法について

実施方法	直営(調査対象事業の選定業務の一部) 委託(単年契約・プロポーザル方式にて、直営以外の業務)
事業費	7,003千円(H25分)、10,855千円(H26分)
課題・対応	 (平成25年度の状況) ○生活困窮者就労訓練事業の担い手を確保する必要があったが、利用者・事業所双方にどの程度ニーズがあるのか不明であった。 ○また、生活困窮者自立支援制度自体の知名度も低かった。 (平成26年度の状況) ○府内の複数の自治体に事業所を有する法人が認定申請を行うことが想定されたが、自治体ごとに申請方法等が異なっては、混乱を招く可能性があった。 (現在) ○ 就労訓練や職場体験など、分野を特定した事業所開拓では事業所側に選択の余地がなく、開拓が進みにくい。 ○ そのため、平成28年度から実施している「大阪府広域就労支援事業」では、特定の分野に限定せず、「就労支援」をキーワードに協力事業所を開拓。どの分野で、どの程度の協力が可能か、事業所側が選択可能にしている。
事業概要	 ○平成25年11月~12月に府内の1500事業所へ「中間的就労に関する意向調査」を行い、923事業所より回答を得た。 ○平成26年度には、実施に前向きな回答を行った202事業所を戸別訪問して制度の周知や協力依頼、課題の聞き取りなどを行ったほか、事業所向けセミナーを2回開催。 ○また、試行実施に同意があった事業所の情報を府内のモデル事業実施自治体へ提供し、支援対象者と利用者のマッチングも行った。 ○成果は「事例集・マニュアル集」にまとめ、府内自治体へ配

布。認定を受けた事業所にも参考資料として配布した。

認定就労訓練事業 就労訓練事業の推進に関する取組

4事業実績(平成30年度:指定都市及び中核市を含む府内全体)

認定就労訓練事業所数	就労訓練利用者
207か所	75人

5事業実施ポイント ~オール大阪での取り組み~

Point

- 〇指定都市や中核市の別なく協力する体制を組むことが重要。
- 〇これによって、事業所側に余計な混乱を招くことを防止。
- ○府内で認定権を持つ大阪府・指定都市2市・中核市5市が方針を一 致して行動できるよう、「府内認定権者会議」を開催し、実施要 綱や申請様式の内容、情報公開の方法などを統一化。
- ○また、意見交換・情報交換の場としても活用。
- ○なお、府が事務局を務めているが、設置要綱などは策定せず。

認定権者会議の主な成果

- ア 実施要綱や様式の統一化(H26)
- イ 認定事業所の情報を大阪府ホームページで一元的に公開(H27)
- ウ 認定事業所の情報に「関係の深い自治体」の情報を添付し、 自治体間で共有(H27)
- エ 申請書の添付書類を省略できる法人について見解を統一(H30)

6取り組んで良かったこと

- ○訪問した事業所から同業他社へ口コミで就労訓練の情報が広まり、 認定事業所の増加につながった。特に、福祉施設を保有・運営する 社会福祉法人間の情報の広まりが活発だった。
- ○認定権者会議を通じて、指定都市及び中核市との意思疎通が容易に 行えるようになった。意見交換や情報交換だけでなく、制度改正が 行われた場合も、方針を統一して対処できる。また、認定を行う体 制を単独で構築するよりも、方針を統一した方が庁内の合意も得や すい。